

農林水産委員会議録 第十三号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)

午前十一時五十九分開議

出席委員

委員長 小枝 一雄君

理事吉川 久衛君 理事佐山茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君

理事田口長治郎君 理事中村 時雄君

理事芳賀 貢君

理事赤澤 正道君

理事石坂 繁君

理事木村 文男君

理事鈴木 善幸君

理事永山 忠則君

理事松浦 東介君

理事松野 頼三君

理事伊瀬幸太郎君

理事石山 權作君

理事久保田 豊君

理事日野 吉夫君

理事山田 長司君

出席政府委員

農林事務官 (農地局長) 安田善一郎君

委員外の出席者

農林事務官 (農地局管理部長) 立川 宗保君

農林事務官 (農地局管理部長) 安藤文一郎君

農林事務官 (農地局管理部長) 植宮農課長

専門員 岩隈 博君

三月十六日

委員竹内俊吉君辞任につき、その補

欠として松野頼三君が議長の名で

委員に選任された。

同月十八日

委員八田貞義君、淡谷修蔵君及び上林與市郎君辞任につき、その補欠として本名武君、日野吉夫君及び山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同月十九日

委員本名武君、赤路友蔵君、石山權作君及び堀兼次郎君辞任につき、その補欠として八田貞義君、小川豊明君、辻原弘市君及び中居英太郎君が議長の名で委員に選任された。

三月十八日

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)(予)の審査を本委員会に付託された。

三月十五日

米価値下げ反対等に関する陳情書(福岡県議会議長小林喜利)(第四六八号)

米価値上げ反対等に関する陳情書外一件(福岡県嘉穂郡穂波村議会議長田仲連七外一名)(第五一五号)

養蚕事業振興法制定等に関する陳情書(愛知県議会議長河合陸郎外十三名)(第五一六号)

新農山漁村建設総合対策事業促進に関する陳情書(神戸市生田区中山手通四丁目兵庫東町村会長八百亀治)(第五一七号)

農業委員会法の一部改正法制定促進に関する陳情書(鹿児島県熊毛郡下屋久村農業委員会代表日高才之助外十四名)(第五一八号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

開拓融資振興臨時措置法案(内閣提出第八三三号)

○小枝委員長 これより会議を開きます。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓融資振興臨時措置法案を一括議題といたし、審査を進めます。

質疑に入りま。石田有金君。

○石田(有)委員 開拓問題全般について質疑をいたしたいと思うのであります。御承知のように農地は年間平均三万三千余町歩あるいは四万町歩と言われておりますが、そのくらいずつ壊れておりました。戦後十年間で、おおよそ四十万町歩程度はつぶれておると推定されるのであります。このま

まで推移いたしますならば、国内における食糧の自給度を高めるなどということはとうていおぼつかない。後にこの転用基準等についてお尋ねしたいと思っておりますが、農地の壊滅による耕地の減少はまことに憂慮にたえないものがあつた。幸い開拓事業が年間平均五万五千町歩の耕地拡張をはかり、戦後六十万町歩の農地を造成し、九百二十五万石の増産効果をあげてこれを支えておることは、開拓事業の成果と言わなければならぬのであります。この事業の重要性もまた意義あるものと思われ、政府は、この問題についてしばしば本委員

会においても問題となっており、営農類型等の問題について、少しも具体的な対策を示しておられないのであります。従来、開拓の実情を数字的に示しを願いたいのであります。まず第一に従来の入植者の総戸数、それから今日のまでの離農者の戸数、それから現在の定着者の戸数の状況、これら一つ承わりたいと思つてあります。

○安田(善)政府委員 入植者の総戸数は終戦後全体で約二十三万ほどござい。そのうち入植して離農いたしたものは約八万戸ございまして、現在定着開拓者となつておられますのは十五万五千戸であります。なお詳細な正確な数字はお手元に御配付を申し上げてあります。

○細田委員 関連して、お手元に御配付するののですか、してあるというのですか。

○安田(善)政府委員 委員部の方にはお届けしてあります。

○細田委員 委員部の方に届けた資料にこの点が入つておればよろしゅうございまして、入つておらなかつたら御提出を願ひたいのですが、各都道府県の昭和二十五年ごろから三十二年度までのあなたの方の開拓割当面積、北海道は幾ら開拓したかというようない、開拓割当面積とその裏付の予算措置、それから同じくそれに対する成功面積とも申しましようか、及び今石田委員の御質問になつた入植者数、この点を文書にして一つ御提出を願ひたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 大体は委員部の方に提出をいたしております資料の中に入つておるのでございまして、一部入つておられないものもございまして、その分はあとで済みやかに提出をいたします。

○石田(有)委員 入植者は融資の連帯保証の関係やら家族構成の関係等で容易なことに離農できたい状態に置かれておるわけでありまして、にもかかわらず、ただいまの御答弁によりまして相当数の離農者を出しているようでありま。これは従来の開拓政策が行き届かないためにやむを得ず離農をいたしておると思つてあります。その原因はいろいろあつて、根本的にはやがてこの営農類型という一つのワケが問題になつておると思はれるのです。われわれの地方におきましては、人見受けの地方であります。人は入つたが道路がいつまでもできない、開拓はできたけれども肝心な家畜が入らない、あるいはうち建ったけれども水田工事がうまくいかないというようなこと、非常な窮地に陥つておる。政府は当初全額国費で出発をいたしたのであります。補助制度で後に実施するようになり、補助以外の金融制度が確立されていかなかったものであります。また自己負担が非常に重く、少額の融資では今申し上げたような施設が十分できるはずがないのであります。低位生産地帯においてこういう状態であつ

が、当時入植した際に連帯保証になつておるわけでありまして、そのうちに離農者が出てきたり、脱落者が出てきまうと、その借りておられる分も、直接の債務者は開拓農協であり、開拓農協が入植者に貸してあるのであります。連帯保証の関係で他人の分まで債務を負うておる条件もございまして、そこでこの債権管理法に基きまして、そういう債務を軽減する措置をとるように入植者とも話し合ひまして、それらの措置をとりたいと思つておるのでございまして、新規入植で今後の営農の姿、営農のさせ方について改善をはかることは努力をいたしたいと存じます。既入植者の方々にについては、主として営農振興をはかり、その裏としまして債務の緩和をはかることで、目標水準のころへ到達をしていただきたい。それ以上であります、土地を中心とした農家でございまして、なかなか手直しがむずかしいので、まず第一段にそれをやつていただきたい、こういうふうにしてあります。

○石田(省)委員 振興法案の融資の問題についてはまだ後ほど詳しくお尋ねをしようと思つてございまして、局長も御承知のように三十一年の十月だったと思うのですが、災害対策に對しては、とりあえず前項により融資する。連年の災害によつて累積した借入金については、このさいこれを整理するものとする。また、開拓政策の刷新を図り、営農の基礎を脅かす諸障害を排除することとし、開拓地の営農類型について再検討を行い、開拓者資金融通制度の改革と同特別会計の資金枠の大巾な

増額を行うものとする。これがため必要な法的措置を講ずる。という決議が行われておるのです。この決議が出るまでは、すでに開拓問題が論議されたばかりでございまして、今局長の言われた振興法の内容については、後ほど具体的に何うわけでありまして、この営農類型の問題についてしばしば問題になり、本委員会において決議まで行われておるにかかわらず、ほとんどこれを顧みないのじゃないですか。御承知のように、当初の経営資金は、入植後三カ年に合計十三万五千元を必要とするということで、住宅補助金が五万四千元、自己資金一万七千元があると仮定して、差引六万四千元の融資が必要である。これによつて開拓農協は成り立つというので、昭和二十三年に制定された第一次営農類型の結論であります。最近はその物価指数の上昇変動の比率をかげまして、すなわち現在の指数は二・七七八倍ということになつて、六万四千元にこれをかけて十七万七千七百九十二円、これを切り上げて十七万七千八百円と算定して実施しておるのであります。ところが最近北海道等に行われております機械開拓公社による事業、パイロット・ファーム等によりまして、今これとは全然異なる計画が進んでおるわけでありまして、当初から入植した者が、いろいろな障害のために借金で首が回らなくなつておる。しかも連帯保証で簡単に逃げ出すこともできないというよう

のをやつていく。しかも北海道に昨年の災害調査に参りました際に見たのではありませんが、パイロット・ファームでじやんじやんりっぱなうちなどが建てておる。すぐ隣接したところにあつて昭和二十三年、四年ごろの古い開拓者が住んでおる。こういうアンパラスの状態でございまして、古い既入植者をこのままにして置いて、今局長の言われるような弥縫策で一体やつていけると考えられるのか、この根本の問題を聞いておるのです。

○安田(善)政府委員 ただいま御審議をお願いしておりますのは、既入植者を中心にして、営農類型がすでに立つておるものにすなはち到達しておりまして既入植農家をそのまゝほうつておいては、いけませんので、五年計画をもちまして、現況を基礎にしまして五年先の安定目標を一つ立てまして、そうして営農の振興をはかるうとする法律案を出し、これに伴う予算、融資等の措置の御審議をお願いしておりますが、御意見にありましたように、今営農類型のあるものは、手開墾を中心としまして五類型あります。そのほかに機械開墾公社の手を経まして、いわゆる機械開墾をやることになる。それがいわばパイロットという形で行われて、目下のところは三年計画になつておりまして、これは三年の間でも、また三年を経過しまして、その方式を他の似た地域に拡大したいと思つておるのでもございまして、その間に現在の営農類型が適当ではないんじゃないか、これを根本的に変えなくちゃいかぬのじゃないか、それからまた同じような地域に、やり方も変り、営農類

型も変つたものがあるんじゃないか、その根本はいかにすべきかということだと思ひますが、私どももお話の通りだと思ひますが、今後の新しい開拓入植農協をしていただく場合の諸条件と、その営農類型は、これをもう少し大規模に、経営も多角的経営をしていただきますように、また補助と融資の度合も、入植全体が増さなければならぬいかと思ひますが、しかもそれをいたより多くの補助と融資をいたしまして、終りに従つて少くなる、生産手段を整えるのを早くやる、営農を進展させることを早くやるというふうな方式において改訂すべきものだと思つております。これは目下の見込みでは、前国会あるいは休会中の常任委員会御決議もいただきましたことに照応しまして、せつかく研究中でございまして、三十二年の適当なときにはその成案を得まして、三十三年の予算に反映せしめまして、そして今後の入植営農、開拓営農の基準といたしたい、こういうふうな思つておりますが、問題は、すでに土地の配分を受けて定着はしておられますけれども、営農が進まない、災害その他によりまして負債が多いという十五万五千の既開拓者についてどうするかという問題もより以上の焦眉のごときでございまして、それに対しては、今回の法案、予算融資の措置でやりたいと、こういう考えでございまして。

○石田(省)委員 事ここに至つてまだ慎重を期して、これから検討を加えていくということですが、それではもう入植者は死んじやうのです。何年かかると思つてゐるのです。どうにもならないところに來たからというので、委員会でも特別な決議まで行なつておるのです。もうそういう段階じゃないので、私どももこれを問題にしておるのですが、一体わずかの災害融資について、利子補給程度のことで再建できると考えておられるのか。考えておられるとすれば、まことにそれは甘い考えで、私どもは本来から言へば、かつて農村において借金引き運動というものをやりまして、ずいぶん長くかかりましたけれども、後に負債整理組合法というものを作つて、そうしてあの当時の負債は全部片づけた。その後の経済情勢もありまして、あれで日本の農村の借金というものが一応片づいたことがある。今の開拓者の状況というものは、あの当時の日本の農村よりもっと深刻な状態です。だからでき得ればそのようなやうな特別な措置がなければ私にはやういふけないのじゃないかと思ふ。世界各國の例を見ましても、開拓者に対する保護政策というもの、三十年、四十年の長期無利子の資金を回して、そうして自立経済を達成するような援助をしておるので、ところが日本の場合は、入植はさせるが全く入ればなしで、あとは野となれ山となれで、弥縫策だけをやっておる。また再びそのような弥縫策を講ずるにすぎない。一体これは、今度安田局長などがこの振興法このままのものを提出しになり、この程度で何とかならぬと思つておつたんですか、あるいはまた農林省として、こんなことではなまぬいので、もっと根本的に再建できるような方策を考えておられるのだけれども、ほかの条件で制約を受けて、やむを得ずこ

んなところへ落ちついたということな
んですか、一つ率直に承りたいと思
うんです。

○安田(善)政府委員 私及び私の担当
いたしております農地局でも農林省
でも、いろいろと研究いたしまして、
率直に申し上げて、これよりもっと
根本的な、危なげのない開拓農業を
していただいて、りっぱな中堅の自作農
家を作り出すという開拓に対する対策
を立てたいと思っておりますが、こ
こ一、二年の間開拓農型の改訂を事務
的に研究しておりますことについて
も、まだ十分に成果を得ませんので、
一つは既開拓農家の、入植された当時
に農業がこの程度ならば安定するであ
ろうとして立ててあります類型に至っ
ておられない、ほんとうならばもうその
時期に来ておるといふ十五万五千戸の
方の約七割、そういうお方に対しては
いかに応急的に措置すべきかというこ
とと、今後の開拓の基準あるいはやり
方、こういうものを将来に向けてどう
やるかを一応分けてまして、そして既入
植者の開拓農業振興につきましては、
今回御提案申し上げました法案と予算
融資の措置によりまして、新規のもの
は御指摘もありましたように、努力を
いたしまして、すみやかに将来の政策
として出したいと思っておりますこと事
情が変えざるを得なかったものでござ
います。しかし開拓農業振興臨時措置法
によって措置をとろうとしたしており
ますものも、研究中の今後の農業類型
の改訂上取り入れて差しつかえがなか
ろうという部分は取り入れてまして、既
入植者の今回の対策の五カ年後の農業
類型と申しますか農業目標、そういう
ものは従来から現在入植される際に適

用されております農業類型よりは改善
をはかった安定目標を一つとらえよう
と思つて、そう考へておるのでござい
ます。たとえて申しますと、今五地
区、五類型に分れておりますものを七
類型にいたしまして、それにそれぞれ
の目標を立てる。そうしまして年間の
粗収入が十五万円以下のような方々が
非常に多いのを、五年後には少くとも
約二十二万七千円以上で、日本の北の
方ではおのずから土地の生産力等のこ
ともございまして、経営の規模も類型
の規模も広くなくちゃいけませんの
で、粗収入としてはあるいは五十万と
いうところを目標にしないでならぬ
と思つておりますが、それぞれに今回
は農業類型の改訂途中における成果を
得ましたものを既入植者に適用できる
ようなふうに応用いたしまして、安定
目標を作つて進んでいきたい、こうい
うふうと思つておるわけでありませう。

○石田(實)委員 今後の新しく行われ
るもの、それから既入植者とは二つに
分けて当然考えなければならぬこと
なのでありますが、今局長も言われる
ように、従来の計画ですら達成されて
おらないところが多い。そうすると、
完全に計画通りに行つておつてさえ
も、まだ年間三十万円以下というもの
が圧倒的に多いという実情のもとにお
いて、その計画すら達成されておらな
い地域、農家というものが非常に多
い。そうしなければそういう農家とい
うのはもうどうなつてもいい、こうい
う結論になるのじゃないですか。私も
はそういう脱路を出さないようにす
るために緊急の措置を必要とする、こ
ういうふう考へておるので、それを
まだこれから検討を加えていくといふ

ようなことでは間に合わない。一体ど
うやって間に合わせるか、こういうこと
なんですよ。役人的な要領のいい答弁
なんです、今後の構想については、
現在の状態を一体どうやって切り抜
きさせるかということなんです。

○安田(善)政府委員 もう少しはつき
りと石田先生の御質問に答へるよう
に申し上げます、既開拓者の農業の振
興をはかつて安定した開拓農家を作る
ために、いわば既開拓農家に対する営
業類型を新たに作る。その農業類型を
目標にして五年後には完成し得るよう
にするというのが、私どもの考え方
でございます。現況とその安定目標の
比較をいたしますと、西南暖地のよう
な一番経営規模が小さくて現在粗収入
が二十万円くらいのところは一割以上
はぜひ増したい。またそれに照応し
て、一町二反の規模に入らないような
二町、二町五反、三町、四町、五町、
六町、また北の方に行くに十町の類型
のところもございまして、それぞれ
の地域に対して家畜、役畜、乳牛、中
小の家畜、こういうものを積極的に
導入いたしまして、西の方には乳牛
等を入れる類型になつておりません
で、そのを、そういうことを撤廃して、
全国的に役畜も乳牛も中小家畜も入
れる、そういう農業の高度化をはかり
たい。また場所によつては果樹等も取
入れていくことをやつていたのだ
け。また寒冷地の方については、か
つていろいろ御説明申し上げ、御審議
もいただきました寒冷地対策として取
り上げておるような土地条件の改善を
はかりますが、国有貸付の乳牛、役畜
制度で三千五百頭ばかり三十二年度
は特に不振な開拓地用に回して、それ

をも加へまして農業の高度化をはか
つていきたい。それには農地法で入植後
成功検査を受けて、まだ成功しておら
ぬ、こういうふうな適用される方々が
多いのでありますから、それではせ
いかく今まで御努力を願ひまして、自
作農として細々ながら安定した農家と
して途中でやめてしまふということに
なりませんから、農地法の成功検査の期
限を延長したり、また耕土培養法で援
助する場合の期限もございまして、
これの改正をはかつて期限を延長した
りして、補助とか融資が打ち切られな
いように、さらにはこの期間に増加投
資をして援助をし、少くとも五年間に
所期の目的をおくればせながら到達し
ていただきたい。何しろ耕地の条件等
がございまして、耕地だけではいけ
ませんので、防風林とか飲料水その他
の水の工事とか、重要な開拓道路が計
画のようについていないとすれば、
三十二年度は一億円余をそのために注
入しておりますが、それらをもちま
して思い切つて安定目標に到達してい
ただきたいと考へておるわけであり
ます。

○阿部委員 関連して。今の御答弁を
聞いておきますと、関西地方の開拓営
業の規模というが、農業類型とおつ
ちやうど、それを拡大する御計画が
ある、しかもそれに質的の改善も加へ
て酪農を加味されるという御意
思があるように承りました。これは
まことにけっこうと思つております
が、それは一体具体的にどういふ処
置をなさるのであるか。開拓農業振興
臨時措置法案というものを拝見いたし
ますと、それではわずかにばかり、しか
も非常に厳格な制限のもとに金を貸す

ということがきめられておつたり、成
功検査の年限を延ばすということが書
いてあるくらいで、ただいまの御構想
などは片鱗も表れておらないように
思う。一体どういふ具体的な方法でな
さるつもりであるか。

○安田(善)政府委員 この法案は開拓
者の方々の開拓農業を中心にしてその
組合の半分が半分以上、または二十人
以上の方々が農業不振の状況にある、
こういうところにつぎまして、組合員の
申し入れに応じて振興計画を立ててお
るようであります。その裏づけとして
政府はどういふことをやるかというこ
とでございますが、まず第一は、開拓
農業指導措置といたしまして、農林省
の三十二年度の予算にも計上いたして
おりますように、指導措置は八百七十
七万円を計上してそれに充てたいと
思つております。負債整理の方として
は、天災融資法の条件を緩和するため
に、一億六千万円の利子補給を計上し
ております。ほか、本法に伴いますも
のはさらに償還金の倍の延長をするこ
とに伴ひまして千四百万円余を計上し
ました。また土地配分是正をする
ことができるところにつきましてはこ
れを行うことにいたしまして、三百萬
円に近い交付金を交付し、また農業振
興を特にほかりたいところは、地区別
にここ二カ年間農業診断をしておりま
して、来年をもちまして大体不振地区
は診断が終ることになっております
が、その診断に際しまして経営改善を
はかる。これに對しまして、三十二年
度は約百七十万円を計上しておるの
でございます。

で、私どもの方の開拓管農振興用に、家畜購入費として、乳牛三千頭、和牛二千頭、二億四千五百万円が計上されておりますが、この五千頭のうち三千五百頭は開拓地の方に向けよう、それから別の法案が提出してございまして、開拓管農振興の改正をしまして、三千万円の政府出資を中央開拓融資保証協会に新たにいたしまして、これによりまして要するに中小家畜の導入資金に充てるための政府出資をいたします。その規模は、三十二年度では綿羊が七千六百頭、豚が約四万頭弱、鶏を十一万羽、これを目標にいたしておるのであります。

このほかに予算以外にいたしまして資金があるわけでございまして、三十二年度といたしましては、開拓者資金通特別会計で八億五千二百万円余を計上いたしまして、これをもちまして本法の運用の裏づけといたしまして、これは管農改善資金として政府の低利の長期の資金を供給し直す。これを一億九千六百万円、約二億弱でございまして、それを予定しております。さらに不振対策地域では一億六千万円余を予定いたしました。またこの中には、中期資金と従来言っておりますが、先ほども申しましたように、西の方にも大家畜を導入することといたしまして、乳牛約六千頭、馬一千頭、役牛三千四百頭、約一万頭でございまして、この寒冷地対策以外の一般の分といたしまして一万頭の大家畜を導入することといたしまして、その資金が約五億、正確に申しますと四億九千九百五十万円余を開拓者資金通特別会計に入れておるのでございまして、さらに地区計画を完成いたします。

めに、道路工事とか水の問題とか、こういうものを建設事業としてさらに進める要がございまして、これは本法案によりましては振興計画の内容の事項になっておると思ひますが、その認証を知事において得ますれば、政府が援助する、県も援助していく、こういうことをもちまして、建前といたしまして新たな本法関係の開拓、開墾、建設事業費としては一億を特別に計上いたしましてそれに充てたいと思つておるのであります。これは補助金であるわけでございまして、

また開墾作業費といたしまして、土地を再配分しまして、増地して手直しすることも考へております。これにつきましましては、従来の開墾作業費を九億計上しておるほかに、本法関係として二千八百万円弱、また飲料水施設をつけ加えるためにこの法案の関係としましては千三百万円余を計上いたしました。また本法で耕土培養法の改正をねらつておりますが、これを適用する耕地の増加分がございまして、これに對しましては四百三十三万円を計上いたしました。そういうことをもちまして非公事業では二億二千万円を計上いたしまして、開拓者資金通特別会計の関係は八億五千二百万円の資金を予定いたしまして、それから公共事業——道路、水路というふうなものであります。これに一億四千七百万円を計上して裏づけとしてその措置に充てたい、こういうふうな思つておるわけであります。

いたしまして、そういうふうな建設事業もやり、家畜の導入もやるということももちろんけつこうであつて、それが実現されるところは改善されることは間違いないと思ひますが、関西地方、特に四国地方などでは非常に急峻の山地地帯があつて、牧畜には適しないといふところが相当多くあると思ひます。そういう地帯の農業について、何かここに新たな考へ方を実施に移さなかつたならば、農家の経営状態の改善は困難ではなかつたかと思ひます。単に開拓農家ばかりでなしに、既存の山地地帯の農家であつても、今後ますます——現状においては主としてタバコとか、これはタバコといひましてもだんだん売れなくなる刻みタバコの材料しかできないのであります。それからミツマタとかコウゾといふものもだんだん需要が減つておる、これにかわるものとして桑を植へさせようと思ひましても、これまただんだん衰退に向いつつある産業でありますから、それで開拓農家だけでなく、山村農家の経営はだんだん困難になりつつあるのであります。そういうところ、地味の悪いところにあつた開墾させて入植させておられますから、この窮状は想像のほかであります。それで今おっしゃつたようなことはもちろんけつこうでありますけれども、既存の農家とも開拓農家、ことに山村の農家に対しては新たな考へ方が必要であらうと思ひます。結論には達しておらないかもしませんが、今までも研究なさつておりまして、えがければ、この際承わつておきたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 いろいろ農林省でも、試験場のみならず開拓の管農指導員も連れて、また本省でもいろいろ検討しております。また開拓農協や開拓連の方々、信用保証協会の関係の方々ともよくひざをつき合して研究しておるのであります。やや今否定的に御意見を述べられたかと思ひますが、開拓者の団体の方々は第一にはやはり家畜だといふ御要望でございまして、かしそればかりではいけませんので、従来の作物について安定度を増すといふことが第一であります。特に西日本の方ににつきましては、先般委員会でも申し上げましたように、果樹等を交へましてやつていただくことも非常にいいことだ、こういうふうな考へておりますが、それらに對する裏づけとしましては、先ほど申しましたように営農資金約二億等を使いまして、やつていきたい、こういうふうな思つておるわけであります。

○阿部委員 もう一点だけ伺います。入植後一定の期間が過ぎて検査の結果、いまだ開拓ができていないといふ関係の土地につきましては農地法に基づいて検査の結果これを国に取り上げるといふことになつておると知つておりますが、すでに取り上げた農地が一体全国でどれくらいあるか、それから農林省の方針としては、一たん国に取り上げて、その取り上げたものを一体どう措置なさる考へを持っておられるか。この開拓ができていなければそのまはうつておくわけにはいきませんから、もちろん取り上げるのもよろしいでしょう。また期間を延長なさるといふのがこの法律案に含まれておるようでありまして、それも将来開墾の可能

性のあるところならば期間を延長なさることもよろしいでありましょう。しかしやむを得ずして国が取り上げるといたしまして、その取り上げたものを国がどう処置するか、これは非常にその付近の開拓農家の経営にも関連してくることでございまして、御方針はいかがなものであるか伺ひたい。

○安田(善)政府委員 先ほど申しました終戦後の事情の、私どもの認識からいたしまして、農地法の規定は規定でありまして、今回この法案をもちまして法律上の改正をはかりたいと思つております。その基本に照應するわけであります。まず最初は未墾地を政府が買収いたしまして、最初の一年入植される方に貸し付けるわけであります。それから五年据え置き、二十五年償還の条件で売却するわけであります。立法当初農地法においては約五年という考へでありましたが、ただいまの法律ではこれが前の法律とは変りまして、五年とさう切らないで、成功検査をするのが適当と思ふ時期に検査をする。そしてこの成功検査をいたしましたあとでは、三年間は開拓農家はその土地を自由処分することができ、もし処分するときは政府に売、こういう法令になつておるわけであります。従いましてこの運営に當りましては検査に不合格であつても国が買入という態度をそのままとらないうで、そのお方々がまだ農家の段階が十分ではない。たとえば耕地をとりまして六割の開墾をしていらつしやる、それに対しては六割に應じた開墾作業費を出しますけれども、七年たつても六割しかできておらぬからというので、すぐに土地を取り上げないよ

うにいたしておるのではありません。むしろこれを積極的にもり立てて、早く検査を通るようという指導をいたしております。もし離農していただく。土地を買い上げた方がいい。自作農として精進の見込みがないという判定がつく場合には政府が買うことになり、それが、既開拓地につきましてはこういうような法案を提出したり、石田委員からのお話もありましたような考えを私も持ちますから、その開拓地区の既入植農家の耕地がふえるように土地再配分をしたいと思います。またそれが第一でございます。またそれに応じましては債務の継承等も若干あるかもしれません。しかしそれは適当な過酷でない措置でやりたいと思っております。ところがそれが再配分ができない場合がありまして、第二段としまして適当な入植者を新たにそこに入れるということになるかと思ひます。しかし私もこの法案を提出いたしました本来の趣旨に應じまして、

もともとの類型がやや経営等も小さく、営農の高度化も十分な目標を持っておったものではないから、その開拓地において耕地の余裕ができました場合は、既入植農家に配分して経営を増す、しかし個人配分ができぬところは共同耕作地として、開拓農協等を通じてその地区の開拓者が耕作されるようなことも考へておる次第でございます。

○阿部委員 お話はわかりましたが、その合格しない土地であつて、もともと開拓に適当でない土地であつたというものが、実際私らのような急峻な地帯ではあるのではありません。そういう場合にもそれは再配分しようにも農地にな

らない土地なのであるからどうにもなりません。そういうものを開拓農協の共同の薪炭林あるいは植林地用、こういうことで農協に経営させるといふことはお考えになることができませんか。

○安田(善)政府委員 入植された土地ですでに配分したところで終戦直後四、五年の間は確かに不適地であつたところもあったと思ひます。それから地区計画を立てたときに、ボーリングして水が出るという予定であつたところが出なかつたというところも事実かなりあります。そういうものにつきましてはそれぞれの建設工事をすることによりましておられますが、特にこの法律案が施行になりましたら、計画的に五年間でこれに追いつかせようと思つておるわけでありまして、予算措置もそれに應じて講ずるよう、大蔵省と協議済みでございますが、お話を開拓不適地でありまして、先ほど申しました土地配分は正をやるうと思つておりますから、開拓農協を中心に開拓者を作つていただく振興計画の中にそれを織り込んでいただく、知事の認定もいただいて政府も援助をする。こういう自主的な計画を立てて開拓者の方にもしていただく。従来はとか開拓者は、政府とか県の側からもちまして計画を作つて開拓者に与えるような格好であります。そこで段階も入植後相当の年数になりますから、開拓者のお方から立てられることを期待しておるわけでありまして、その際に御提案になりましたような農協を中心とする共同の薪炭林に使用とか、あるいはまだ配分になっておらずに土地で畑地ばかりだ、防風林や何かついてお

らぬ、こういうところはむしろ積極的につけ加へるというふうな、そういうこともやりたいと思つておるのでございます。そこで私もここにありますが自作農創設特別会計で持つております、現在管理しておる土地が相当ございまして、その土地も開拓地に近いところで開拓者に配分もできること、また開拓者の個々に配分することは適当でないが、共同畑とか共同薪炭林とか、共同防風林、そういうものに使用できるものは積極的にこれを追加して開拓者にお渡ししよう、こういうふうな考えでおるのでございます。

○阿部委員 もう一つこの委員会の最初のとこから、農地の用途転換の基準をお定めになるというふうなお話がありました。それはいつごろ定めるのであります。それからそれはどういう形式で、たとえば農林省令を出されるのであるか、単なる告示でございませうか、どんな形をお考えになっておりますか。

○安田(善)政府委員 約三百万円余の予算を計上いたしまして農地の転用基準を作ろうという計画を持っておるわけでございます。これを作成して公けにして実行に移そうという時期は、四月以降新年度のできるだけ早い時期と思つておりますが、目下研究をいたしておるわけでございます。その内容は、私どもは当初全国的に適用になるものを一挙に作りたと思つておりましたが、予算の制約もございまして、約三カ年においてやうていこう、それから三十二年度におきましては、各都道府県の一県当り三都市くらいをねらいまして、都市の周辺から都会地、他産業の鉱工業生産地域、蔬菜供給地、住宅

地、純農業地域とかいうことを中心にいたしまして、県ごとに立てていきたい。従来は農地を他に転用したいという方々が個々のケースに一年中ばらばら申請があるわけでありまして、従いまして農地を維持すると農地を造成するとかということ、農地がつぶれていくということ、また農地がつぶれる場所がどうしてもつぶれなければならぬならば、農地として最もいいところが残つて、生産力の低いところや、また数年たてばどうしても工業地域か住宅地域になる、民生上どうして

もそう考へなければならぬということと関係なしにつぶしたいという人の意志と申します。勝手な経済上その他の利益からするもので、時期においても場所においてもばらばらと出てきますから、これをあらかじめ予定しまして、公益上どうしても必要なもの、国民生活上どうしても必要なものを中心にして、適した地域へ農業を守る意味でも適した地域へ転用する、こういう基準を作りたいと思つておるのであります。その運用は農地法の現行規定に従ひまして農地の移動とともに農地の転用は知事の許可が要るわけでありまして、相当の規模になりますと、農林省の承認を得て、あとで知事の許可になるわけでありまして、その許可の基準にいたしたいと思つておるわけでございます。

この考え方を統一して行われる必要があると思つておりますが、許可の基準でございましてから目下のところでは農林省から知事に向ひます通達でいいんじゃないかと思つておられます。必要に応じては公けに告示するのが適当な場合もあるかと思ひます。これにより

ましてあるいは土在改良工事、道路工事その他の公共事業に對應しましたり、首都建設計画に對應しましたり、産業都市計画に對應しましたり、そういうふうなまたその基準をもつては一年中ばらばら許可しない、耕作の状況に應じて一年に二回、せいぜい三回とかいうときだけに許可するようになしたらいかがかと研究いたしております。

○石田(有)委員 先ほどの局長の答弁によりまして、従来の開拓地に対しては家畜の導入あるいは耕地面積規模の拡大、その他いろいろな施設についての融資または補助等についての数字が示されたのであります。その考え方、その方向はよろしいと思つておりますが、問題は資金のワケの問題で私は一つけたが違ふのじゃないかと思つております。考え方はいいけれども箱庭的の考え方であつて、きわめて小部分についてならばさつきおっしゃつた数字でけつこうなんですけれども、全国にこれを当てはめるといふことになる、スズメの涙のようなものになってしまう、全く申しわけに終り、事実上もう奪ひ合ひになつて、どこもかしこも何にもならなくなつてしまふおそれがあるのです。だからさつき私が承わつたように、あなた方これを担当しておられる責任者となれば、こんなことでやれるとはお考えにならないかと思つて、大蔵省あたりにはいふ圧迫をされて、やむを得ずそんなところに落ちついたのではないかと思つてすけれども、そういうふうになりますと、わずかな目くされ金で妥協するようになつては私はいかぬと思つて。どうしてもこれ

はやはり根本的に建て直すというあな
た方本来の考え方に立つてもつと強硬
に——これは国策全体の上から見ても
非常に大きな問題でありますから、ぜ
ひ一つ考え直していただきたい。振興
法についてもあるいは融資保証の増額
の問題等についても、われわれは十分
検討を加え、できるならば相当な修正
もいたしたいと考えております。なお
振興法の法案の内容についての質疑は
後に回しまして、今阿部委員から問題
が提起されました転用基準の問題に
ついて答弁があったわけでありますが、
特に開拓地についてはこういう問題が
あるのです。開拓適地としてすでに政
府が買い上げをした、あるいは買い上
げの対象になっておる。買い上げを
やってしまった問題は起らないのです
けれども、対象として予定しておる買
い上げの予定地に対して、森林組合等
が植林の補助金もあるわけでありま
すから造林計画を立てる。そうすると
造林計画の方が優先いたしまして、開
拓地の方は買い上げがストップになっ
てしまふ。そうすると開拓関係が挫折
してしまふわけですね。これは至るこ
ろに散見するわけでありまして、農地
局と林野庁との間にこういう問題につ
いて何か話し合いがありましたか、あ
るいはこれはどうしても造林計画を優
先させるということになりますと、開
拓予定地というものは、このごろでは
地主団体等の策動などもあって、ほと
んど挫折しているような状況なんです
が、農地局としてはこれはやはり開拓
中心に取り扱わなければならない問題
でありますし、林野庁に対しては、
いたずらに造林計画を立てて買い上げ
を免がれるというような謀略的な措置

については、やはり何らか適切な措置
を講ずる必要があると思うのでありま
すが、局長のお考えはどうですか。
○安田(警)政府委員 この問題は、林
野庁長官と私が農地局に行きました以
降でもかなりよく意思疎通させるよ
うに話しておりますが、現在林野庁の基
国有林、民有林を通じて現行行政の基
準は、森林計画として現われておるわ
けであります。森林計画の中にはいろ
いろなものがございますが、全国の各
地区につきまして五分の一ずつ年間に
やっていく計画になっております五年
計画が、次の五年計画になって
おるのであります。特に平地林等につ
きまして、農地法で開拓適地としての
基準そのものが当てはまる場合におき
ましては、国有林は積極的に協力して
いただく、民有林も、森林計画にお
いては農耕地または農耕地の適地、開
拓予定地との関係を調整して、農地局
の計画が立ちましたものについては森
林計画上においても調整をはかつてお
らう、こういうことになっておるの
であります。ただ適地として条件を備
えておりますものでも、これを買収す
る特別会計の予算等の組み方もござ
いまして、またその特別会計に盛って
おる現在の管理面積と申しますか、ま
だ未配分で盛っておる面積もございま
して、ここ数年の五千戸新規入植とい
うような規模におきましては、三年分
くらいは実はあるのでございます。しか
し三十二年度も勢いを弱めないではほ
う様の規模の未墾地を買収する、こ
ういう予算を立てておるわけございま
して、その予算について買収し得ると
ころは農地法という非常に強い法律も
ございますから、農耕地以外の土地の

所有者の所有権をあまり侵したり、財
産権を侵害するような形もいかかと
思いますが、公益上必要な場合として
は、調整をとって十分に農耕地の開拓
予定地の確保をはかりたい、こういう
ふうに思っております。
○石田(青)委員 この問題はやはり今
後相当問題があるわけでありまして、
今の局長の答弁によると、買い上げに
ついて相当考えておるということであ
りますが、予算の面では前年度より一
千二百万円ほどむしろ減額されておる
のです。これはどういうわけなんです
か。
○安田(警)政府委員 これは先ほど申
し上げましたように、政府がすでに買
い上げをいたしましてまだ開拓者用に
配分していない土地、これが相当ござ
います。それは地区計画が立っておる
ものもあって、これから開拓者用とし
て使うものと地区計画をこれから立
てて使うものとの両方ございまして
使おうというものと両方ございしま
して、その関係が一つ、もう一つは、開
拓関係の実情に應じてまして、三十二
年度は既入植者の営農振興をはかるこ
とに一つ重点を置きまして、新規の開
入植者を新しい開拓地に入植してい
たことについては、先ほど御指摘も
あり、私も申し上げましたように、営
農振興の根本的な改訂とか、これに照
応します補助融資のやり方等をここ半
年、一年で一つ完成してみたい。従
いまして、三十二年度に入植される方
についての計画予定は四千戸くらいに
したい。去年は五千戸でございました。
だから千戸減りますから、御指摘の予
算がそのくらい減つても適地の確保と
しては支障はないし、三十三年以降に
おいてはしっかり新規開拓政策を立てて

やっつけようという上において、そう
した方がいいじゃないか、こう思った
のであります。しかし四千戸と概算し
ましたもの、どうしても開拓者ともし
入植していただかなければならぬ人
は必ず定数があるわけでありまして、
どういふ方々かと申しますと、農業用水利
上必要なダムを作る、そうすると水没
農家ができませんから、農家であられる
方はなるべく他の地域に移転されても
農家として精進していただきたい、そ
の経営規模も拡大していただきたい、
その他もし開墾等の場合は計画がござ
います。これは干拓においてもござ
います。それらの者を中心にし
て、具体的に開拓者として入植してい
ただく、あるいはその農家が他の土地
へ移って営農していただく、こうい
う方々の目標が約四千あるわけであ
ります。それにとどめまして新規開拓を
一応やろう、こういうふうに思っ
たわけでありまして。
○石田(青)委員 予算が減った理由は
今承わったのでありまして、適地確保
については支障がないという答弁であ
りますが、最近地主団体が非常に活
躍を始めておる現状で、至るところ
において開墾適地の買い上げがスト
ップせられておる現状です。これは局
長よく御存じだと思いますから詳しい
ことは省略いたしますが、なお同時
に、やはり開墾適地であつて、政府が
買い上げをしてあるものであつてもこ
れは売り渡してしまふ、しかもそれに
は地主の策動があつてできない。こ
れは果の段階ではどの果でもかなり露
骨な陳情合戦になっております。こ
れはやはり地主の政治力が果当局を圧迫
して支障を起しておるのであります。

これについてはまた別の機会によく検
討しなければならぬと思ひますが、
少くとも農地局としては、地主団体の
動き等に左右されて開墾適地の買い上
げをいふようなことのないようにしな
いいただきたい。これは私具体的な例を
たくさん知っております。知ってお
りけれども申し上げませんが、そこで
さっき阿部委員の指摘された転用基準
の問題です。これは局長からもいろいろ
御答弁がございまして、どういふ手続
によつてどういふ規程を定めるかとい
うことについての抽象的な御見解を承
わつたわけでありまして、現在の状態
でありますと、農地法としておくよりは
工場敷地にした方が数十倍高く売れ
る、しかるに、さきややはり局長の答
弁の中にもありましたように、首都圏
整備法との関係、都市計画法との関
係、住宅公団法との関係というよう
な関係がございまして、ほとんど耕
地がつぶされていく。農業それ自体の本
質的な弱体性と申しますか、後進性と
申しますか、いかなることに使つても
農業に使うよりは経済効率が低い、こ
れはもう御承知の通りなんです。そ
ういたしますと今後、今申し上げました
他の法律との関係のもとに、無限に耕
地はつぶされていくわけでありまして。
従つてこの関係について、この転用基
準の設定というものは、私は農地法を
守つていく上において、自作農主義の
建前に立つ日本の農地制度の制度その
ものについての非常に重要な問題であ
ると思ひますので、これはさき非常
に抽象的な手続上の問題だけを承わ
つたのでありますが、これを工場敷地に
した場合、宅地にした場合に二十倍に

も三十倍にも売却もでき、転用ができるとした場合に、一体どういう措置でそれを阻止して、耕地としてこれを守っていきけるかと考えになっておりますか、この点だけを一つ承わっております。

○安田(善)政府委員 結論的に要約して申しますと、農地法という法律の運用を適正に強力にするは今後は方法がございませぬ。またこれを適正に運用し得る力といたしましては、農業委員会、農業会議その他農民組合等の御協力や、法運用の基盤となる世論というもの、御協力をお願いしたいと思っております。私どもは、新年度に対処しましては、農地が他の用途に転用される場合には、積極的に農家の方から転用して売りたい、こういう事例も相当出ております。農業委員会のお方も、言葉が適当でないかもしれませんが、そのあつせんをされる場合すらたまたま耳にするのであります。そこで実はその差金を政府において徴収したいという考えを出しましたが、法的な研究を進めて参りますと、憲法の建前からいいたしまして、税のような手段でないとなかなかむずかしいということが生じてきました。私どもは農林省であり、農業政策上からこの措置をとりたいと思いましたが、新規の農地造成あるいは農地の絶対的確保ということと農地がつぶれていくということとの関連を持しまして、その差益金を徴収するということが行われた場合でも、農地造成に使用したい、あるいは土地改良に使用したいと考へたのであります。そうしますと目的税のようなことになりまして、遺憾なこととございませぬが、三十二年度と申しますか、この国

会には政府の意思を統一してこれを具案として御審議いただく段階には至りませんでした。

なおまた先ほどもお話が出ました、地主団体がこれらの措置を利用して、その財源にしようというふうな意見を出されたことも聞きまして、なお慎重に事をかまえるべきだ、こう思ひまして、今回はそのような考えを一応出さないことにいたしました。

○小川(豊)委員 閣下。今の問題についてちょっとお尋ねしますが、住宅公団ができて、住宅なり宅地なりの団地造成が盛んに進められ、そのために農地が盛んに転用されているわけですか。この住宅公団法ができるたびに、農地局としてはこの協議に参加したのかしないのか、この点からまず伺いたい。時間があるから、簡単に伺いたい。

○安田(善)政府委員 相談を受けまして、農地法の適用を受けるようにいたしました。

○小川(豊)委員 住宅公団ができるのとここに区画整理が行われ、土地の減歩が行われる。この土地の減歩に対しては、農民の所有土地から三割四分七厘というものを減歩して無償で公団の方へ出さなければならぬ。こういうことになる、たとえば一町歩持つていいる所有者なら、三反四畝幾らというものは無償で提供しなければならぬ、こういうことになるわけですか。これは一体協議を受けた農地局として、何の根拠で、農民が三割四分七厘というものを住宅公団の区画整理によって減歩しなければならぬか、農民のために農地を守るといふ農地法の建前からいってこれはおかしい。どうい

う根拠で三割四分七厘という、あなたの方で協議を受けたとすれば、そういう線が出たのですか。

○安田(善)政府委員 建設委員会が管理部長をして答えてもらいました。答へさせていただきます。管理部長からお答えさせていただきます。日本住宅公団が宅地を造成いたしますためにいろいろ仕事をすることができるといふことは、日本住宅公団法の規定するところとございませぬ。そこでどういふところを宅地に

するかというところは、その土地がかりに農地であり、その土地がかりに農地を改廃して宅地にすることが適当であるかどうかという見地において、農林省が参画をいたしました。農林大臣の許可がなければその日本住宅公団といえども農地を転じて宅地にすることは参りませぬ。しかしながら日本住宅公団は宅地を造成して家を建てて住宅政策を遂行する機関でございますから、これは宅地とすることが適当であるといふところになると、そこについて区画整理をやる、区画整理事業をやるについては区画整理法に基づきましてこの仕事をやるわけでありまして、その区画整理法には道路、水路その他の必要な土地を関係者から供出をしてもいいまして、その土地が道路とか水路とかがついたりつばな土地になると、非常に便利な土地になる、こういうわけでありまして、その関係の人々からそれぞれの土地を供出してもらってその財源に充てる、こういう規定がございませぬので、その区画整理法の規定によつてたゞ御指摘の減歩ということが行われる次第でございます。

○小川(豊)委員 さつき言つたように、かりに一町歩の土地を持っていた農民が三割四分七厘を無償で提供しなければならぬならば、あとの農業ができません、支障を来すです。そういうすればこの点においてはむしろ農民が非常に困窮する。

それから私がこれをお聞きしたときに、三割四分七厘というものは、地価が非常に高騰するから三割四分七厘ぐらゐを出しても農民は得なんだ、こういうことで三割四分七厘というものができた、こういう答弁を受けている。ところが三割四分七厘出しても、あとを売らなければ農民は利益にならない。その残った土地を六反歩なり七反歩なり耕作していれば資産税がかかるかどうか知らないが、そういう税金が上るだけで、土地を売らなかつたならば利益にならない。従つてその地域の農民は全部土地を売却してよそに行く、離農するといふことが前提になつて三割四分七厘といふものはきめられてい

るじゃないですか。農地を守るところではなくて、このことによつて農地が破壊されていく、農民が離散していかなくてはならないといふことがこの住宅公団法の中には当然出てくる。従つてこの三割四分七厘を農民から提供させるといふことは、一体どこに根拠があるか、農民はこの点において利益を得る立場に立ちますか。逆に私は被害者の立場に立つのではないか、こういうふうに考へる。こういう住宅公団法ができる場合に、あなたの方は協議に参加したとすれば、この三割四分七厘という規定は一体どこから割り出したのか、あなたの方で適当と認めたから三割四分七厘の減歩といふものを協議に

参加して賛成しているのでしょうか。農地を提供させるときに、三割四分七厘といふのはどういう根拠に基いて出ているのです。

○立川(明)委員 減歩の規定のもとであります区画整理法は日本住宅公団法ができました以前にすでに成立してございまして、そこですでにあつた区画整理法の規定として今の減歩ということが出て参るのでございまして、日本住宅公団法を作る際にはすでにそれが前提になつてございしたので、その点についてはすでに成立をしておりました法律でございませぬから、特別にこれが根本的にいかにぬとかよろしいとかいふ議論はいたさなかつた次第でございます。

そこでただいまお話がございました日本住宅公団が主体の場合にも、あるいは地方公共団体が主体の場合にも、都市の区画整理が行われます。その際の減歩の問題は、区画整理法の考え方といたしましては、一つには道路、水路その他の土地が要りますから、その土地を提供するといふ趣旨が一つと、もう一つはただいま御指摘のございまして、その土地が宅地になりますので宅地価格が上昇するといふ意味で経済的にうらはらになる、こういう意味で減歩の規定があると存じます。そこで今お話しのように、農業を続けていくといふ人の問題になつて参るわけでありませぬ。この区画整理をいたします場合にも、農民は大体の場合にやはり二つの考え方に分れてまして、ある方は土地の値上りを待つて処分する、こういう考え方が一つ、もう一つはお話しのようにその土地を従前通り経営して農業経営を続けよう、こういう人

でございます。この農業経営を続ける

という人の処置の問題については、先

般も小川先生から建設委員会が問題に

なすつてその際に議論が出たことでご

ざいですが、日本住宅公団が特定の土

地について、区画整理をする。で、そ

の土地について従来通り農業経営を統

けようという農民については、経営面

積が減りますと、従来の経営規模が減

少いたしますので、その方々が従来

の経営規模を維持しようとするなら

ば、住宅公団でありますとかあるいは

都道府県でありますとか、そういう機

関でそれにかわるべき土地をあっせん

いたしまして、従来の経営規模を維持

加したならば、こういう農民に痛手を

与えることについて、なぜ特別の措置

を講じなかったかということですが、

○立川説明員 これは区画整理法自体

が減少ということの問題にしておりま

すので、広く日本住宅公団に關係をす

る土地であるといふことを問はず、区画

整理自身の問題かと存じます。そこで

区画整理法それ自身の問題といたしま

しては、農地に關する区画整理をい

たします場合には、その区画整理事業

の施行者は農業委員会の意見を聴取を

いたしまして、地元の農民の意見を聞

いて、その意見を十分に尊重をして事

業を行うということを前提にしてお

て強行しておる。この点、農民のため

に農地を守る手段をもつと講じなければ

ならぬ。この問題はまた建設委員会

でお尋ねすることになります。

次にもう一点お尋ねしたいのは、千

葉県——千葉県は砂鉄がたくさん採取

されておる。砂鉄が遊休資源として採

取されていくとはいいいが、砂鉄を取

るがために、当然農地がつぶされてい

く。ところが砂鉄を取る方の会社は、

農民に対して農地法の裏をいくという

か、一作の補償料として二万円、その

一作の間とれないからその借地料とし

て一万円、三万円という金額を農民に

出して反対を押えて取つておるんだそ

うだが、その土地は十尺も二十尺も

掘つてしまふので、ほとんど農地には

なっていない。そういう形が出て

きておる。そこでさき言ったように

農地転用の問題が出てくる。ところが

相当面積に対しては農林省が承認をし

て初めて農地の転用が認められるわけ

でしよう。農林省に対して農地の転

用届は何も出していないで、そういうこ

とで農地がどんどん壊滅していくこ

とに対して、あなたの方では農地法の立

場からどういふ措置を講じておるか。

○立川説明員 具体問題でございます

から便宜私から……

千葉県の砂鉄を採取をいたします会

社がございまして、今お話のように畑

の下で砂鉄をとるという問題がござい

ます。これはまさに農地の形状変更を

いたすのでありますから、農地法の許

可を要するわけでございます。その点

について、関係農民の間にも、関係の

鉱業権者の間にも誤解があったよう

であります。どうせまた取り戻して農

地にするのでありますから、農地法の

許可は要らぬというふうな解釈をして

おつたようであります。これはかりに

戻すにいたしても、一時的にいた

しまして、農地の形状変更をする以

上は、農地法の許可が要りますので、

農地法の許可を得なければなりません

の

か、それとも中止させていこうとす

るのか、どちらをとりますか。

○立川説明員 農地法の許可を要する

ことを通告いたしまして、仕事を継続

しようとするならば手続をとった上で

おやりなさいということ、関係者で

ある農民にも関係鉱業権者にも通告を

いたしております。

○小川(豊)委員 手続をとった上でお

やりなさいというのは、手続をとるの

に一年かかろうと三年かかろうとも手

続をとつての間はやることを認める

のですか。とめてから手続をとらした

らよいではないか。とめもせず手続

を

とるといっても手続はいつとられる

かわからない。その点はどうですか。

○安田(善)政府委員 管理部長がお答

え申し上げました処置は、農民を含め

て一応犯意がなさそうだが、そうして農

民の同意を砂鉄業者が得られてやられ

ているから以上のような処置をとった

と思ひます。農地法の許可を要するこ

とは当然でございますから、以上のよ

うな警告をいたしました、警告を発し

ました以後事業をそのまま継続すれば

停止をさせる措置を至急とりま

す。

○小枝委員長 暫時休憩いたします。

午後二時から質疑を続行いたしま

午後零時五十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十一年三月二十日印刷

昭和三十一年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局